

第1章 アクションプランの位置付け

(1) 背景

我が国では、高度経済成長期の急激な人口増加に対応するために、公共施設等が数多く整備されてきました。

本市におきましても、平成18年の市町村合併前の旧8市町村それぞれにおいて整備されてきた様々な公共施設等を、新市にそのまま引き継がれている状況にあります。

これらの公共施設等の中には、建設後30年以上経過しているものが数多く含まれていることから、近い将来、老朽化に伴う建て替え更新や大規模改修の時期が集中し、財政的に大きな負担となることが予測されています。加えて、人口減少や少子高齢化の進行に伴う税収の減少、社会保障関係費の増加等も見込まれ、今後の財政状況は非常に厳しくなるものと考えられます。

さらに、人口構造の変化やライフスタイルの多様化等により、公共施設への市民ニーズも変わってきており、このような状況の中にあっては、市民の皆様と行政が公共施設に関する情報や問題意識を共有しながら、今後の公共施設の在り方や取組について、幅広く議論を進めていくことが必要かつ重要です。

本市においては、公共施設についての取組を進めていくための基礎資料として、平成28年7月に「岩国市公共施設白書」を作成・公表し、公共施設の現況、課題、将来の更新費用等、その全体像の「見える化」を図ってきました。さらに、今後の公共施設等マネジメントの基本方針となる、公共施設等の管理に関する基本的な方針を提示するものとして、平成29年10月に「岩国市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

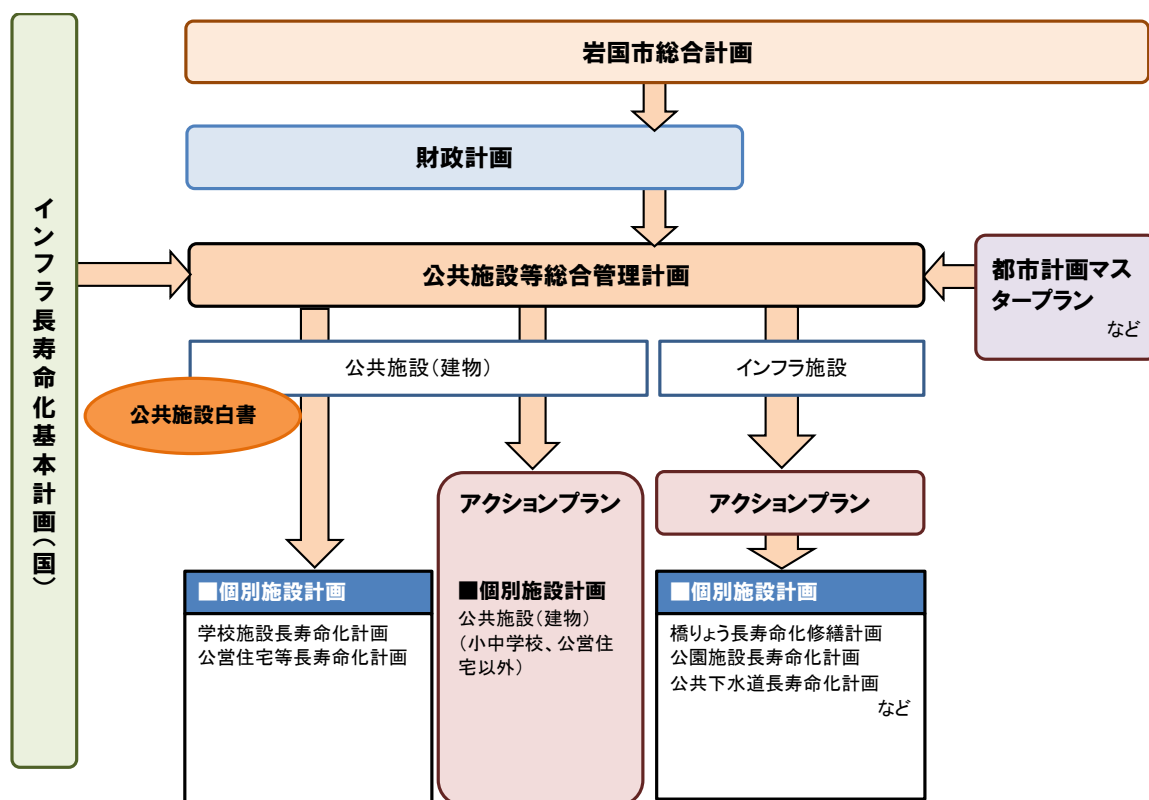
(2) 目的

これからの公共施設等に対する課題の解決に向けて、本市がこれまで取り組んできた「岩国市公共施設白書」ならびに「岩国市公共施設等総合管理計画」に基づき、より具体的な公共施設等に関する再編・再配置の方向性（取組方策）や取組スケジュールをとりまとめた「岩国市公共施設等アクションプラン」を策定します。

(3) 位置付け

本計画は、平成 29 年 10 月に策定した「岩国市公共施設等総合管理計画」において示した、公共施設（建物）とインフラ施設のそれぞれについての基本的な方向性を具体的に行うための計画として、また、公共施設（建物）（小学校、中学校、公営住宅除く）の個別施設計画として位置付けます。

図表 1-1 計画の位置付け



(4) 計画期間

計画期間は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とします。ただし、本市を取り巻く社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて柔軟に本計画の見直しを行うものとします。

(5) 対象施設

ア. 公共施設（建物）

市民生活を営む上で必要な公共サービスを提供する場としての公共施設（建物）のうち、市民利用施設（広く市民の皆さんが利用している施設）を対象とします。

ただし、個別施設計画（配置計画・長寿命化計画など）に基づき進めている小学校、中学校、公営住宅については、本計画の対象としていません。

イ. インフラ施設

岩国市公共施設等総合管理計画「第5章 インフラ施設の方針」において、類型別に基本方針を定めた施設を対象とします。

図表 1-2 対象となるインフラ施設

道路(市道)	農業用施設
道路(農道)	河川ポンプ場
道路(林道)	漁港
橋りょう(市道)	港湾
農道橋	簡易水道施設
林道橋	水道
歩道橋	下水道
トンネル、シェッド(覆道)	農業集落排水施設
公園	

第2章 岩国市公共施設等総合管理計画の概要

平成29年10月に策定した「岩国市公共施設等総合管理計画」の概要は次のとおりです。

(1) 基本理念

基本理念は、『岩国市民のより良い未来のため、安心・安全で次世代に負担をかけない最適な公共施設等を目指す』とし、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。

【基本理念】

岩国市民のより良い未来のため、安心・安全で次世代に負担をかけない最適な公共施設等を目指す

(2) 基本方針

ア. 公共施設（建物）の基本方針

公共施設等に関する課題等を踏まえ、公共施設の「量」と「質」の最適化に向けた今後の在り方や取組などについて、市民の皆様と共に検討してくため、公共施設（建物）については、3つの基本方針を定めます。

●本当に必要なものを考えます。（施設保有量の最適化）

将来の市民に大きな負担とならないように、本当に必要な公共施設を見極めた上で、岩国市にとって最適な量の施設を保有するように考えます。

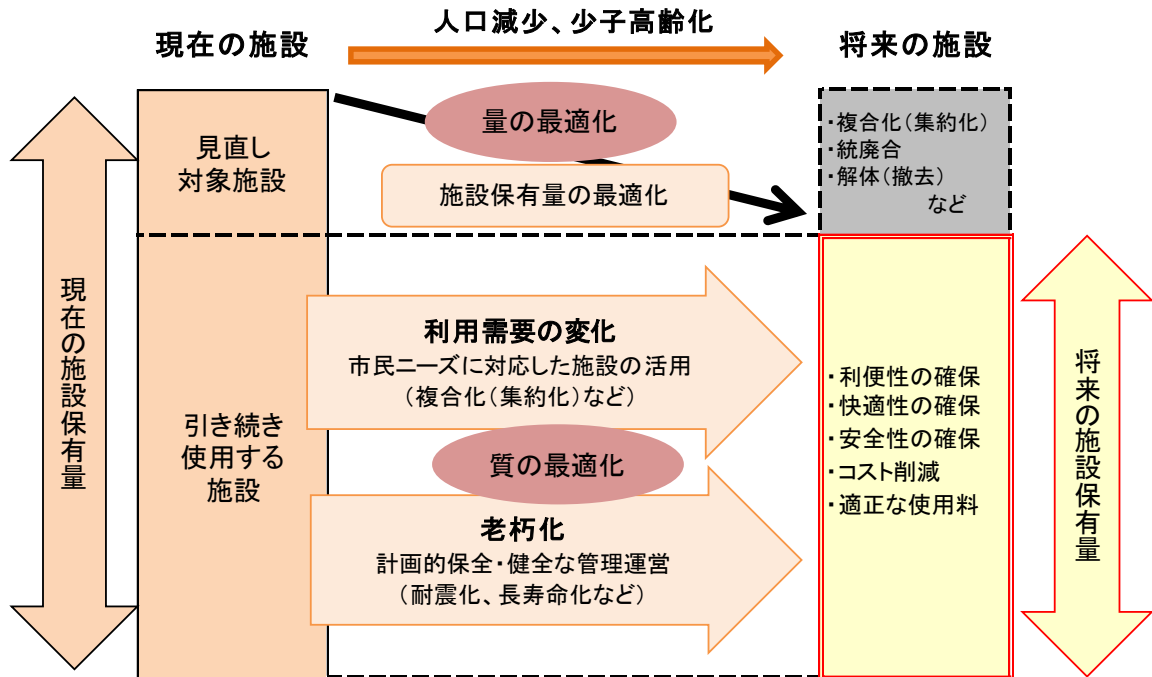
●上手な活用方法を考えます。（市民ニーズに対応した施設の活用）

限られた施設の中で市民ニーズにあったサービスの提供を続けていくために、施設の複合化など、利用しやすく、効率的な施設になるように考えます。

●健全な管理運営を考えます。（計画的保全と健全な管理運営）

地震や施設の老朽化に備えて、計画的な施設の保全や改修を行い、耐震化や長寿命化を進めます。また、運営の効率化を図り、コストの削減や適正な使用料の設定など、より健全な運営を図ります。

図表 2-1 公共施設(建物)の最適化イメージ



イ. インフラ施設の基本方針

公共施設(建物)については、統廃合や複合化(集約化)等により、施設保有量の最適化を図り、維持管理等のコストを抑制することは可能ですが、道路、橋りょう等のインフラ施設については、市民の生活を支える地域に密着した施設であり、建物と違って一度布設したものを廃止することは難しいため、これまで整備してきた施設を、各施設の長寿命化計画等に基づき、計画的に点検・修繕・更新を行います。

図表 2-2 基本方針

【基本理念】

岩国市民のより良い未来のため、安心・安全で次世代に負担をかけない最適な公共施設等を目指す

公共施設(建物)の基本方針	インフラ施設の基本方針
○本当に必要なものを考えます。(施設保有量の最適化) ○上手な活用方法を考えます。(市民ニーズに対応した施設の活用) ○健全な管理運営を考えます。(計画的保全と健全な管理運営)	○各施設の長寿命化計画等に基づき、計画的に点検・修繕・更新を行います。

(3) 公共施設（建物）の方針

ア. 公共施設（建物）の管理に関する実施方針

a. 点検・診断及び安全確保の実施方針

■点検・診断等の充実

○安全性を確保し、良好な状態に保つため、建築基準法に基づく定期点検と施設管理者による日常点検を実施するとともに、定期的な自主点検、診断の実施についても検討します。

■安全確保対策の優先的实施

○利用者の安全を確保していくため、点検・診断結果等により、危険性が認められた施設については、安全確保の対策を優先的に実施します。

○今後利用する見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、取壊し等を検討し、安全性の確保を図ります。

b. 維持管理・修繕・更新に関する実施方針

■計画的な維持管理

○維持管理については、破損等が発生した後に修繕等を行う「事後保全型」から、計画的に保全や修繕等を行う「予防保全型」に転換し、ライフサイクルコスト^{※1}の削減を図ります。

○修繕履歴や点検・診断結果等については、施設情報として蓄積し、計画的な保全に取り組むための基礎資料として活用を図ります。

■効果的な修繕・更新等

○計画的かつ効果的な修繕・更新等を推進し、施設の修繕・更新等に当たっては、ユニバーサルデザイン^{※2}・バリアフリー^{※3}化の推進、環境に配慮した取組など、市民ニーズに対応した利便性の高い施設を目指します。

○施設のライフサイクルコストを考慮するとともに、民間の活力を導入するPPP^{※4}/PFI^{※5}手法を含め、最も効率的・効果的な手法を検討します。

○更新時には、複合化（集約化）の検討を行います。また、長期にわたり維持管理しやすい施設への改善を図ります。

c. 耐震化及び長寿命化の実施方針

■耐震性の確保

○耐震化の対象施設については、計画的に耐震診断・耐震改修等を実施し、施設の耐震化を図ります。特に、多くの市民が利用する施設や、災害時における拠点施設、避難場所等に指定している施設については、優先的に推進します。

■長寿命化の推進

○今後も保有していく施設については、計画的な保全を実施し、長寿命化を図ります。
○建替周期は、標準的な耐用年数を基本としますが、計画的な保全に取り組み、さらに使用が可能であれば長期使用を図ります。ただし、財政面で効果的な投資が可能と判断できる場合は、整備時期を早めるなど、実態に即した施設の整備を検討します。

d. 統廃合、複合化（集約化）の実施方針

■施設保有量の最適化

○情報分析や地域の実情を踏まえ、施設の統廃合、複合化（集約化）に取り組み、施設保有量の最適化を進めます。
○施設保有量の最適化に当たっては、市民が本当に必要としているサービスを見極め、統廃合等の後も同様かそれ以上のサービスを提供できるよう、交通アクセスにも配慮し、検討します。

■議会や市民との情報共有

○施設保有量の最適化を検討するに当たっては、施設の現状や課題、今後の取組方策等についての情報を議会や市民と共有し、それらを基に議論を重ねながら公共施設のあるべき姿を構築していくことを目指します。

■広域連携に向けた取組

○施設保有量の最適化により、管理運営等に係るコストの削減を実現するため、国や県、近隣自治体の施設と連携し、必要なサービスや機能の分散化を図ることを検討します。

e. 施設運営等の実施方針

■経費の削減

○業務内容や人員配置、開館時間、利用料金などを適宜見直し、また、利用時間帯等の市民ニーズを整理するなど、効率的・効果的な施設運営を検討します。
○光熱水費等の経常的な経費について、施設管理者のコスト意識を醸成するとともに、省エネルギー設備の導入など、日常的な経費の削減に向けた対策を検討します。

f. 資産の有効活用・財源確保の実施方針

■資産の有効活用・財源の確保

- 保有する不動産（土地・建物）を資産として捉え、資産の有効活用について検討します。
- 施設の統廃合や複合化（集約化）などを行った際に生ずる跡地は、原則売却し、財源の確保に努めます。売却が困難な跡地は、貸付けなどの利活用を検討し、歳入の確保に努めます。
- 一般財源による負担を軽減するため、国や県の補助制度等を積極的に活用し、特定財源の確保などに努めます。
- 受益と負担のバランスを考慮しながら、公共施設等を適正に管理し、必要な公共サービスを継続するため、受益者負担となる使用料の見直しや公共施設等の管理・修繕・更新等に係る基金の創設など、その安定的な財源確保に向けた取組を検討します。

g. 施設の整備に関する実施方針

■施設の新規整備

- 防災上の観点から市民の生命や財産を守るために必要な施設、地域の活性化に資する施設、市民生活を著しく向上させることのできる施設など、政策的に必要性を十分に検証した上で、施設整備を検討します。また、できる限り他施設との統合、複合化等についても併せて検討します。

※1 ライフサイクルコスト

建物の企画・設計から建設、維持管理、解体、廃棄までの必要な経費の合計額のこと。

※2 ユニバーサルデザイン

すべての人が安全で快適に利用できるように、初めから意図して作られた製品、建築物、情報などにおける設計思想のこと。

※3 バリアフリー

高齢者、障害者などが日常生活を送るうえで、不便を感じないよう物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を取り除くこと。

※4 PPP

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みのことで、PPP には PFI や指定管理者制度、包括民間委託等も含まれる。

※5 PFI

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、PPPの代表的な手法の一つであり、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率化や効果的な公共サービスの提供を図る手法のこと。

イ. 公共施設（建物）類型別の基本方針

図表 2-3 基本方針一覧表(1/3)

類型 (大分類)	施設区分	全体方針	基本方針
市民文化 系施設	交流館	・引き続き使用する施設については、民間活力の活用など施設の効率的な管理運営方法を検討するとともに、耐震化及び長寿命化を図り、計画的な予防保全を行っていきます。 ・また、受益者負担の割合が低い施設については、受益者負担の見直しについても検討します。	継続利用（現状維持）、継続利用（規模縮小）、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。
	集会所		継続利用（現状維持）、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより地域移譲、統廃合、廃止の可能性についても検討します。
	住民ホール		継続利用（現状維持）、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。
	学習等供用会館		継続利用（現状維持）、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。
	文化会館		継続利用（規模縮小）、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。
	その他市民文化 系施設		継続利用（現状維持）、継続利用（規模縮小）、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより廃止の可能性についても検討します。
社会教育 系施設	公民館	・引き続き使用する施設については、民間活力の活用など施設の効率的な管理運営方法を検討するとともに、耐震化及び長寿命化を図り、計画的な予防保全を行っていきます。 ・また、受益者負担の割合が低い施設については、受益者負担の見直しについても検討します。	継続利用（現状維持）、継続利用（規模縮小）、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより学校施設の活用、統廃合の可能性についても検討します。
	図書館		継続利用（現状維持）、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。
	博物館・郷土資 料館		継続利用（現状維持）、継続利用（規模縮小）について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより統廃合の可能性についても検討します。
	その他社会教育 系施設		継続利用（現状維持）、継続利用（規模縮小）、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。
スポーツ・ レクリエー ション系施 設	運動公園	・引き続き使用する施設については、民間活力の活用など施設の効率的な管理運営方法を検討するとともに、耐震化及び長寿命化を図り、計画的な予防保全を行っていきます。 ・また、受益者負担の割合が低い施設については、受益者負担の見直しについても検討します。	継続利用（現状維持）とします。
	体育館		継続利用（現状維持）としますが、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより廃止の可能性についても検討します。
	プール		継続利用（現状維持）としますが、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより民間等の施設の活用、廃止の可能性についても検討します。
	武道館		継続利用（現状維持）としますが、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより廃止の可能性についても検討します。
	グラウンド・広場		継続利用（現状維持）とします。
	その他スポーツ 施設		継続利用（現状維持）とします。
	キャンプ場		継続利用（現状維持）、継続利用（規模縮小）について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより廃止の可能性についても検討します。
	観光施設		継続利用（現状維持）とします。
	その他レクリ エーション・観光 施設		継続利用（現状維持）、継続利用（規模縮小）について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより民間譲渡（民営化）、廃止の可能性についても検討します。

図表 2-3 基本方針一覧表(2/3)

類型 (大分類)	施設区分	全体方針	基本方針
産業系施設	工業団地	・引き続き使用する施設については、民間活力の活用など施設の効率的な管理運営方法を検討するとともに、耐震化及び長寿命化を図り、計画的な予防保全を行っていきます。 ・また、受益者負担の割合が低い施設については、受益者負担の見直しについても検討します。	継続利用(現状維持)とします。
	研修センター		継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより廃止の可能性についても検討します。
	共同販売所・直売所		継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより廃止の可能性についても検討します。
	農林水産系施設		継続利用(現状維持)としますが、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより民間譲渡(民営化)、廃止の可能性についても検討します。
	加工場		継続利用(現状維持)としますが、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより廃止の可能性についても検討します。
	その他商工観光施設		継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。
学校教育系施設	小学校	・引き続き使用する施設については、施設の効率的な管理運営方法を検討するとともに、耐震化及び長寿命化を図り、計画的な予防保全を行っていきます。	小学校は、継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)、複合化、多目的化について検討し、保有量の最適化に努めます。また、統廃合の可能性についても検討します。
	中学校		中学校は、継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)、複合化、多目的化について検討し、保有量の最適化に努めます。
	給食センター		給食センターは、継続利用(現状維持)とします。
	その他教育系施設		その他教育系施設は、継続利用(現状維持)とします。
保健・福祉施設	保健センター	・引き続き使用する施設については、施設の効率的な管理運営方法を検討するとともに、耐震化及び長寿命化を図り、計画的な予防保全を行っていきます。 ・また、受益者負担の割合が低い施設については、受益者負担の見直しについても検討します。	継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。
	介護福祉施設		継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。また、民間譲渡(民営化)の可能性についても検討します。
	障害者福祉施設		継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。また、民間譲渡(民営化)の可能性についても検討します。
	高齢者生きがい活動施設		継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより民間譲渡(民営化)、地域移譲、廃止の可能性についても検討します。
	高齢者保健福祉施設		継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより民間譲渡(民営化)、廃止の可能性についても検討します。
	福祉会館		継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。
子育て支援施設	保育園	・引き続き使用する施設については、施設の効率的な管理運営方法を検討するとともに、耐震化及び長寿命化を図り、計画的な予防保全を行っていきます。	継続利用(現状維持)としますが、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより民間譲渡(民営化)、統廃合の可能性についても検討します。
	幼稚園		継続利用(現状維持)としますが、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより民間譲渡(民営化)、廃止の可能性についても検討します。
	児童館		継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより廃止の可能性についても検討します。
	放課後児童教室		継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。また、小学校の余裕教室の活用についても検討します。

図表 2-3 基本方針一覧表(3/3)

類型 (大分類)	施設区分	全体方針	基本方針
医療施設	病院	・引き続き使用する施設については、施設の効率的な管理運営方法を検討するとともに、耐震化及び長寿命化を図り、計画的な予防保全を行っていきます。	継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。
	診療所		継続利用(現状維持)、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。また、他施設の活用についても検討します。
	その他医療施設		継続利用(現状維持)とします。
行政系施設	市庁舎	・引き続き使用する施設については、施設の効率的な管理運営方法を検討するとともに、耐震化及び長寿命化を図り、計画的な予防保全を行っていきます。	継続利用(現状維持)とします。
	総合支所		継続利用(現状維持)、複合化、多目的化について検討し、保有量の最適化に努めます。
	支所		継続利用(現状維持)とします。
	出張所		継続利用(現状維持)、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより、統廃合の可能性についても検討します。
	消防署		継続利用(現状維持)とします。
	その他消防・防災施設		継続利用(現状維持)とします。
	その他行政系施設		継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。また、廃止の可能性についても検討します。
公営住宅	公営住宅	・引き続き使用する施設については、施設の効率的な管理運営方法を検討するとともに、耐震化及び長寿命化を図り、計画的な予防保全を行っていきます。	継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより統廃合の可能性についても検討します。
	教職員住宅		継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより廃止の可能性についても検討します。
供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター	・引き続き使用する施設については、施設の効率的な管理運営方法を検討するとともに、耐震化及び長寿命化を図り、設備を含めた計画的な予防保全や機能維持を行っていきます。	継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより統廃合、廃止の可能性についても検討します。
その他	普通財産集会所		継続利用(現状維持)、複合化について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより地域移譲、統廃合、廃止の可能性についても検討します。
	市場		継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。
	と畜場		と畜場は、継続利用(現状維持)とします。
	公衆便所		継続利用(現状維持)としますが、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより廃止の可能性についても検討します。
	その他文化施設		継続利用(現状維持)とします。
	簡易郵便局		継続利用(現状維持)とします。
	歴史的建造物		継続利用(現状維持)とします。
	倉庫		継続利用(現状維持)としますが、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより廃止の可能性についても検討します。
	墓地		継続利用(現状維持)とします。
	斎場		継続利用(現状維持)としますが、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより統廃合の可能性についても検討します。
	駐車場・駐輪場		継続利用(現状維持)とします。
	その他の施設		継続利用(現状維持)、継続利用(規模縮小)について検討し、保有量の最適化に努めます。また、利用実態、利用見通し、老朽化の状況などにより転用、地域移譲、廃止の可能性についても検討します。

(4) インフラ施設類型別の基本方針

図表 2-4 インフラ施設類型別の基本方針一覧表(1/2)

No.	インフラ施設	基本方針
1	道路 (市道)	- 引き続き、「道路パトロール実施要領」に基づく道路パトロール及び巡視(関係機関、交通事業者等にも情報提供を依頼)により、安全管理に努めます。 - あわせて、損傷箇所については、緊急度、優先度に配慮しながら適宜対策を実施します。 - 市街地の主要道路(市道)及び災害時、物資の輸送路となる緊急輸送道路については、陥没による被害を防止し、市民生活の安心・安全の確保に努めます。
2	道路 (農道)	効果的・効率的な点検・維持管理の方法について検討し、より適切な管理に努めます。
3	道路 (林道)	「林道維持管理マニュアル」により、引き続き、適切な維持管理を実施します。 - 効果的・効率的な点検・維持管理の方法について、検討します。
4	橋りょう (市道)	- 既存の長寿命化修繕計画を見直しつつ、計画的な予防保全を実施していくことで橋りょうの長寿命化(100年間程度)を図るとともに、今後増大が見込まれる橋りょうの補修・架け替え費用の平準化、縮減に努めます。 - 岩国市地域防災計画において、緊急輸送道路等に指定された路線にある橋りょうのうち、耐震補強が必要な橋りょうについて、順次耐震化を行います。 - 平成26年7月に改正された道路法施行規則により、5年に1回の近接目視による点検が義務付けられたことで、平成30年度までに近接目視での点検を行い、その後も5年周期での点検を実施します。
5	農道橋	- 高速道路をまたぐ橋りょうについては、5年に1回近接目視による定期点検を実施します。 - 国道、県道、市道、河川に架かっている橋りょうについては、順次近接目視による定期点検を実施します。 - 老朽化が更に進行していくことから、長寿命化計画を策定し、策定後は、この計画に基づき、橋りょうの長寿命化を図ります。
6	林道橋	- 既存の林道施設長寿命化計画において、橋りょう毎に5年又は10年に1回の近接目視による点検を実施します。 - 点検結果等を踏まえ、既存の林道施設長寿命化計画を見直しつつ、計画的な予防保全の対策を実施していくことで、橋りょうの長寿命化を図ります。
7	歩道橋	- 平成26年7月に改正された道路法施行規則により、5年に1回の近接目視による点検が義務付けられたことで、平成30年度までに近接目視での点検を行い、その後も5年周期での点検を実施します。 - 今後、点検結果を踏まえた長寿命化計画を策定し、橋りょうと同様に長寿命化を図ります。
8	トンネル、 シェッド (覆道)	- 平成26年7月に改正された道路法施行規則により、5年に1回の近接目視による点検が義務付けられたことで、平成30年度までに近接目視での点検を行い、その後も5年周期での点検を実施します。 - 今後点検結果を踏まえた長寿命化計画を策定し、橋りょうと同様に長寿命化を図ります。 - ただし、うかい路があり利用度の低いトンネルについては、費用対効果の面から施設廃止(廃道)も視野に検討します。

図表 2-4 インフラ施設類型別の基本方針一覧表(2/2)

No.	インフラ施設	基本方針
9	公園	- 平成29年3月に策定した「岩国市みどりの基本計画」に基づき、公園の再編・再生や維持管理を行います。 - 引き続き、年4回の点検を実施します。 - あわせて、地元自治会等と連携し、「公園管理協力員」や「トイレ清掃協力員」を配置し、見回りや清掃などの協力体制を継続的に運用していきます。 「岩国市公園施設長寿命化計画」に基づき、引き続き「予防保全型維持管理」に努めるとともに、計画対象外の公園についても、適切な維持管理を行います。
10	農業用施設	- 軽微な管理は、受益者等により実施し、点検についてはこれまでと同様に、業者による定期点検を委託により実施していきます。 - 全体的に老朽化が著しいことから、長寿命化計画を策定し、計画的な修繕・更新による施設の長寿命化を図ります。
11	河川ポンプ場	中長期的な視点による修繕・整備計画を策定し、計画的な修繕・更新による施設の長寿命化を図ります。
12	漁港	- 漁港海岸施設については、平成32年度までに通津・端島・黒島の全てで長寿命化計画を策定する予定としています。 - 漁港施設及び漁港海岸施設の長寿命化計画策定後は、計画に基づき、適切な維持管理を行い、長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減及び平準化を図ります。
13	港湾	- 年1回の目視点検を実施します。 - 港湾施設及び港湾海岸施設ともに、平成29年度に全ての施設で長寿命化計画を策定する予定としています。策定後は、この計画に基づき、適切な維持管理を行い、長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減及び平準化を図ります。
14	簡易水道施設	今後も継続的に動作確認を含めた日常管理を行うとともに、設備更新計画を策定し、より適切な維持管理・運営に努めます。
15	水道	- 引き続き、水道ビジョンや水道施設耐震化10ヵ年計画等に基づき、老朽化した水道施設の更新や耐震化を計画的に進めていきます。 - 巡回点検等のマニュアルの作成や点検結果等のデータベース化を今後の維持管理に反映していく予定です。 - 継続的に点検や漏水調査を実施するとともに、必要に応じて適宜修繕・更新等の対策を実施します。 - 持続可能な水道を実現するため、アセットマネジメント(資産管理)手法を活用した、管理・更新計画(長寿命化計画)を策定し、より適切な維持管理、長寿命化を進めていきます。
16	下水道	- 平成31年度までは既存の長寿命化計画に基づき、適切な維持管理、長寿命化を図ります。 - 平成29年度から平成31年度までにかけて、施設台帳作成を含めたストックマネジメント計画の策定を予定しており、策定後は、この計画に基づき、より適切な維持管理、長寿命化を図ります。
17	農業集落排水施設	- 平成32年までに施設の機能診断を行い、これに基づく耐震化等を実施し、長寿命化を図ります。 - 効率的な維持管理業務の方法を検討します。

第3章 アクションプラン策定の進め方

(1) 公共施設（建物）

公共施設（建物）は、2段階の検討により、再編、再配置に向けた方向性（取組方策）、取組スケジュールを示した、アクションプランを策定します。

まず、「第4章 優先的に検討すべき施設の検討（公共施設（建物））」で、建物性能や施設の利用状況、コスト面から課題のある施設については、今後10年間で優先的に検討すべき施設として抽出します。

次に、岩国市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「第5章 地域別取組方策の検討」で、公共施設（建物）の立地条件などの地域特性や更新時期等を考慮して、取組方策の検討を行います。

(2) インフラ施設

インフラ施設は、岩国市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、個別施設計画となる長寿命化計画等を策定し、計画的な点検・修繕・更新を行い、施設の長寿命（延命）化を図る必要があります。長寿命（延命）化を進めるため、今後10年間の取組内容、取組スケジュールの検討を行い、アクションプランを策定します。